

令和5年度大規模展示商談会出展委託業務 概要書

1. 業務名

令和5年度大規模展示商談会出展委託業務

2. 出展概要

令和5年度大規模展示商談会（第3回東海スーパーマーケットビジネスフェア、フードストアソリューションズフェア2023、FOOD STYLE Kyushu 2023、FOOD STYLE Kyushu 2024）に高知県ブースとして出展する事業者に対し、国内外の小売、中食、外食業界のバイヤー、食品関連事業者等との商談の機会をより多く提供するため、出品する高知県産品の魅力が十分に伝わり、高知県産品全体のブランド力向上につながるブースの企画、デザイン、演出を通じたブース装飾を行い、高知県ブースへの新規来場者の増加を図ることを目的とします。

3. 出展内容

(1) 第3回東海スーパーマーケットビジネスフェア（ファベックス中部2023）

- <会 期> 令和5年7月19日（水）～20日（木）10時～17時（2日間共通）
- <会 場> ポートメッセなごや（名古屋市港区金城ふ頭2-2）
- <準備期間> 令和5年7月18日（火）8時～19時（資材搬入・小間装飾作業）
- <搬出期間> 令和5年7月20日（木）17時～21時
- <出展小間> 8小間 72㎡（12m×6m）
- <出展者数> 22事業者（予定）

(2) フードストアソリューションズフェア2023

- <会 期> 令和5年9月6日（水）～7日（木）10時～17時（最終日は16時半終了予定）
- <会 場> インテックス大阪4号館・5号館（大阪市住之江区南港北1-5-102）
- <準備期間> 令和5年9月4日（月）14時～20時（資材搬入・小間装飾作業）
令和5年9月5日（火）8時～17時（資材搬入・小間装飾作業）
- <搬出期間> 令和5年9月7日（木）16時30分～20時
- <出展小間> 8小間 72㎡（12m×6m）
- <出展者数> 22事業者（予定）

(3) FOOD STYLE Kyushu 2023

- <会 期> 令和5年11月14日（火）～15日（水）（最終日は16時終了）
- <会 場> マリンメッセ福岡（福岡市博多区沖浜町7-1）
- <準備期間> 令和5年11月13日（月）6時～20時（資材搬入・小間装飾作業）
- <搬出期間> 令和5年11月15日（水）16時～19時
- <出展小間> 8小間 72㎡（12m×6m）
- <出展者数> 22事業者（予定）

(4) FOOD STYLE Kansai 2024

- <会 期> 令和6年1月24日（水）～25日（木）（最終日は16時終了予定）
- <会 場> インテックス大阪（大阪市住之江区南港北1-5-102）

- <準備期間> 令和5年1月22日(月)14時~20時(資材搬入・小間装飾作業)
令和5年1月23日(火)8時~20時(資材搬入・小間装飾作業)
- <搬出期間> 令和5年1月25日(木)16時~20時
- <出展小間> 8小間 72㎡(12m×6m)
- <出展者数> 22事業者(予定)

4. 業務内容

○高知県ブースのブランドイメージを伝える商談会共通のデザインコンセプトを開発し各商談会のブース装飾に展開する。

○各商談会における高知県ブースの設置、運営に係る以下の業務

(1) 第3回東海スーパーマーケットビジネスフェア(ファベックス中部2023)

①高知県ブースの運営全般

②高知県及び高知県産品のブランド力向上につながる企画の実施

③小間の装飾デザイン、設営、施工及び撤去

ア 出展エリアの中で埋もれない特徴ある魅力的な装飾デザインであること。来場者に高知県及び高知県産品を効果的にアピールできるよう、適切な装飾によりシステムパネルや支柱等の露出を最小限に抑え、出展事業者の小間が統一的な美観を有することで高知県ブースとして一体感を創出していること。

イ 遠方からでも視認しやすい訴求力の高いブースサインと、出展事業者の商品名および社名がひと目で伝わる各出展者用サインを設けること。

ウ ブースは、8小間(スペース渡し)で4面開放の区画を想定し、極力各通路に向かって開放された構造とすること。

エ 小間の装飾にあたっては、高さ制限及び通路部分への突出物などに関する装飾規定や小間装飾における防災規則を遵守すること。

オ 床面のカーペットの敷きこみを行うこと。

カ 小間内(ストックヤードを除く)へ対面方式の出展者用展示ブースを22社設置すること。ただし、出展事業者が個別に希望するレンタル用品などの特別な器材が小間内に設置する必要がある場合は、それらを含めた小間内レイアウトとすること。(※それらのレンタル費用については使用する各出展者が負担し、見積総額に含まない。)

キ 対面方式の各出展者用の展示ブースは、それぞれの出展者が自社ブースへ容易に出入りできるレイアウトとすること。

ク 出展者用展示ブースの展示台下には、荷物等を保管できるストックスペースを設けること。

ケ 小間内は十分な照明器具の準備を行い、出展者ブースへは各商品へのスポットライトを設置すること。

コ 出展商品(出展者)を見込んだ、共同で使用するストックヤードを組み入れ、調理場の確保及び冷凍冷蔵庫、作業台、シンク等の関連備品類の設置並びに保管スペースを確保すること。ただし、出展者独自の展示用に必要な備品類を除く。

サ 共同商談用施設は設置しないこと。

シ ブース内の来場者から見やすい位置に適度なサイズのモニター設備を設置し、公社が用意するPR動画を結合すると共に、発信できる仕組みを設けること。

ス ブース内にパンフレットスタンドを設置し、来場者が来場者向け出展商品パンフレットを手に取りやすい仕組みを設けること。

- セ 小間内レイアウト図面及び高知県ブース内全体のイメージ図面を作成すること。
- ソ 新型コロナウイルス感染防止対策として、次の措置を講じること
- ・ 来場者の導線を想定した上で、消毒用スプレー等の設置場所を 複数箇所設置すること。
 - ・ 出展者が高頻度で接触する必要があるもの（ドアノブ、手すり等）の設置は、感染防止を前提にした造作が望ましい。
 - ・ 共用部分で不特定多数が接触する部分については、感染防止策を設定すること。
 - ・ QR コードによるパンフレット、商品規格書の取得や、非接触型の情報提供の仕組みを提案すること。
 - ・ 高知県ブースが取り組む感染症防止策について、来場者が分かりやすいようにブース内にて掲示すること。

④小間の各種工事

1 次側幹線工事、2 次側電気工事（照明器具、コンセントを含む。）及び給排水設備（水道配管、流し台・手洗い消毒液付き設備含む。）の施工工事及び撤去（いずれの工事費用も見積総額に含むこと）。

⑤小間内の清掃

出展期間内（準備期間、終了時含む。）の小間内清掃及びゴミ（カン・ビン等不燃物含む）の処分を毎日行うこと。

⑥連絡調整

- ア 出展期間中は、連絡調整のできる責任者計 1 名以上を常駐すること。
- イ 主催者や出展者等との連絡調整（主催者との連絡調整、出展者の提出書類の取りまとめ、主催者等への提出書類作成及び提出、書類配布等）を行うこと。但し、必要に応じて公社が直接行う場合がある。

⑦バイヤー向け出展商品パンフレット（1000 部予定）の作成

⑧出展者が負担する光熱水費及びレンタル備品費の徴収及び主催者等への光熱水費及びレンタル備品費の経費支払業務（電気代は出展者ごとの設置容量に応じ負担、水道代は出展者で均等割負担となります。）

⑨本業務の搬入搬出に係る必要な業務

⑩その他出展に係る必要な業務

(2) フードストアソリューションズフェア 2023

①高知県ブースの運営全般

②高知県及び高知県産品のブランド力向上につながる企画の実施

③小間の装飾デザイン、設営、施工及び撤去

- ア 出展エリアの中で埋もれない特徴ある魅力的な装飾デザインであること。来場者に高知県及び高知県産品を効果的にアピールできるよう、適切な装飾によりシステムパネルや支柱等の露出を最小限に抑え、出展事業者の小間が統一的な美観を有することで高知県ブースとして一体感を創出していること。
- イ 遠方からでも視認しやすい訴求力の高いブースサインと、出展事業者の商品名および社名がひと目で伝わる各出展者用サインを設けること。
- ウ ブースは、8 小間（スペース渡し）で独立した 4 面開放の区画を想定し、極力各通路に向かって開放された構造とすること。
- エ 小間の装飾にあたっては、高さ制限及び通路部分への突出物などに関する装飾規定や小間装飾における防災規則を遵守すること。

- オ 床面のカーペットの敷きこみを行うこと。
- カ 小間内（ストックヤードを除く）へ対面方式の出展者用展示ブースを 22 社設置 すること。ただし、出展事業者が個別に希望するレンタル用品などの特別な器材が小間内に設置する必要がある場合は、それらを含めた小間内レイアウトとすること。（※それらのレンタル費用については使用する各出展者が負担し、見積総額に含まない。）
- キ 対面方式の各出展者用の展示ブースは、それぞれの出展者が自社ブースへ容易に出入りできるレイアウトとすること。
- ク 出展者用展示ブースの展示台下には、荷物等を保管できるストックスペースを設けること。
- ケ 小間内は十分な照明器具の準備を行い、出展者ブースへは各商品へのスポットライトを設置すること。
- コ 出展商品（出展者）を見込んだ、共同で使用するストックヤードを組み入れ、調理場の確保及び冷凍冷蔵庫、作業台、シンク等の関連備品類の設置並びに保管スペースを確保すること。ただし、出展者独自の展示用に必要な備品類を除く。
- サ 共同商談用施設は設置しないこと。
- シ シ ブース内の来場者から見やすい位置に適度なサイズのモニター設備を設置し、公社が用意するPR動画を結合すると共に、発信できる仕組みを設けること。
- ス ブース内にパンフレットスタンドを設置し、来場者が来場者向け出展商品パンフレットを手に取りやすい仕組みを設けること。
- セ 小間内レイアウト図面及び高知県ブース内全体のイメージ図面を作成すること。
- ソ 新型コロナウイルス感染防止対策として、次の措置を講じること
- ・来場者の導線を想定した上で、消毒用スプレー等の設置場所を複数箇所設置すること。
 - ・出展者が高頻度で接触する必要があるもの（ドアノブ、手すり等）の設置は、感染防止を前提にした造作が望ましい。
 - ・共用部分で不特定多数が接触する部分については、感染防止策を設定すること。
 - ・QRコードによるパンフレット、商品規格書の取得や、非接触型の情報提供の仕組みを提案すること。
 - ・高知県ブースが取り組む感染症防止策について、来場者が分かりやすいようにブース内にて掲示すること。
- ④小間の各種工事
- 1 次側幹線工事、2 次側電気工事（照明器具、コンセントを含む。）及び給排水設備（水道配管、流し台・手洗い消毒液付き設備含む。）の施工工事及び撤去（いずれの工事費用も見積総額を含むこと）。
- ⑤小間内の清掃
- 出展期間内（準備期間、終了時含む。）の小間内清掃及びゴミ（カン・ビン等不燃物含む）の処分を毎日行うこと。
- ⑥連絡調整
- ア 出展期間中は、連絡調整のできる責任者計1名以上を常駐すること。
- イ 主催者や出展者等との連絡調整（主催者との連絡調整、出展者の提出書類の取りまとめ、主催者等への提出書類作成及び提出、書類配布等）を行うこと。但し、必要に応じて公社が直接行う場合がある。
- ⑦バイヤー向け出展商品パンフレット（1000部予定）の作成

- ⑧出展者が負担する光熱水費及びレンタル備品費の徴収及び主催者等への光熱水費及びレンタル備品費の経費支払業務（電気代は出展者ごとの設置容量に応じ負担、水道代は出展者で均等割負担となります。）
- ⑨本業務の搬入搬出に係る必要な業務
- ⑩その他出展に係る必要な業務

(3) Food Style Kyushu 2023

- ①高知県ブースの運営全般
- ②高知県及び高知県産品のブランド力向上につながる企画の実施
- ③小間の装飾デザイン、設営、施工及び撤去
 - ア 出展エリアの中で埋もれない特徴ある魅力的な装飾デザインであること。来場者に高知県及び高知県産品を効果的にアピールできるよう、適切な装飾によりシステムパネルや支柱等の露出を最小限に抑え、出展事業者の小間が統一的な美観を有することで高知県ブースとして一体感を創出していること。
 - イ 遠方からでも視認しやすい訴求力の高いブースサインと、出展事業者の商品名および社名がひと目で伝わる各出展者用サインを設けること。
 - ウ ブースは、8小間（スペース渡し）で4面開放の区画を想定し、極力各通路に向かって開放された構造とすること。
 - エ 小間の装飾にあたっては、高さ制限及び通路部分への突出物などに関する装飾規定や小間装飾における防災規則を遵守すること。
 - オ 床面のカーペットの敷きこみを行うこと。
 - カ 小間内（ストックヤードを除く）へ対面方式の出展者用展示ブース 22社設置すること。ただし、出展事業者が個別に希望するレンタル用品などの特別な器材が小間内に設置する必要がある場合は、それらを含めた小間内レイアウトとすること。（※それらのレンタル費用については使用する各出展者が負担し、見積総額に含まない。）
 - キ 対面方式の各出展者用の展示ブースは、それぞれの出展者が自社ブースへ容易に出入りできるレイアウトとすること。
 - ク 出展者用展示ブースの展示台下には、荷物等を保管できるストックスペースを設けること。
 - ケ 小間内は十分な照明器具の準備を行い、出展者ブースへは各商品へのスポットライトを設置すること。
 - コ 出展商品（出展者）を見込んだ、共同で使用するストックヤードを組み入れ、調理場の確保及び冷凍冷蔵庫、作業台、シンク等の関連備品類の設置並びに保管スペースを確保すること。ただし、出展者独自の展示用に必要な備品類を除く。
 - サ 共同商談用施設は設置しないこと。
 - シ シ ブース内の来場者から見やすい位置に適度なサイズのモニター設備を設置し、公社が用意するPR動画を結合すると共に、発信できる仕組みを設けること。
 - ス ブース内にパンフレットスタンドを設置し、来場者が来場者向け出展商品パンフレットを手に取りやすい仕組みを設けること。
 - セ 小間内レイアウト図面及び高知県ブース内全体のイメージ図面を作成すること。
 - ソ 新型コロナウイルス感染防止対策として、次の措置を講じること
 - ・来場者の導線を想定した上で、消毒用スプレー等の設置場所を複数箇所設置すること。

- ・出展者が高頻度で接触する必要があるもの（ドアノブ、手すり等）の設置は、感染防止を前提にした造作が望ましい。
- ・共用部分で不特定多数が接触する部分については、感染防止策を設定すること。
- ・QRコードによるパンフレット、商品規格書の取得や、非接触型の情報提供の仕組みを提案すること。
- ・高知県ブースが取り組む感染症防止策について、来場者が分かりやすいようにブース内にて掲示すること。

④小間の各種工事

1次側幹線工事、2次側電気工事（照明器具、コンセントを含む。）及び給排水設備（水道配管、流し台・手洗い消毒液付き設備含む。）の施工工事及び撤去（いずれの工事費用も見積総額に含むこと）。

⑤小間内の清掃

出展期間内（準備期間、終了時含む。）の小間内清掃及びゴミ（カン・ビン等不燃物含む）の処分を毎日行うこと。

⑥連絡調整

ア 出展期間中は、連絡調整のできる責任者計1名以上を常駐すること。

イ 主催者や出展者等との連絡調整（主催者との連絡調整、出展者の提出書類の取りまとめ、主催者等への提出書類作成及び提出、書類配布等）を行うこと。但し、必要に応じて公社が直接行う場合がある。

⑦バイヤー向け出展商品パンフレット（1000部予定）の作成

⑧出展者が負担する光熱水費及びレンタル備品費の徴収及び主催者等への光熱水費及びレンタル備品費の経費支払業務（電気代は出展者ごとの設置容量に応じ負担、水道代は出展者で均等割負担となります。）

⑨本業務の搬入搬出に係る必要な業務

⑩その他出展に係る必要な業務

(4) Food Style Kansai 2024

①高知県ブースの運営全般

②高知県及び高知県産品のブランドイメージ向上につながる企画の実施

③小間の装飾デザイン、設営、施工及び撤去

ア 出展エリアの中で埋もれない特徴ある魅力的な装飾デザインであること。来場者に高知県及び高知県産品を効果的にアピールできるよう、適切な装飾によりシステムパネルや支柱等の露出を最小限に抑え、出展事業者の小間が統一的な美観を有することで高知県ブースとして一体感を創出していること。

イ 遠方からでも視認しやすい訴求力の高いブースサインと、出展事業者の商品名および社名がひと目で伝わる各出展者用サインを設けること。

ウ ブースは、8小間（スペース渡し）で4面開放の区画を想定し、極力各通路に向かって開放された構造とすること。

エ 小間の装飾にあたっては、高さ制限及び通路部分への突出物などに関する装飾規定や小間装飾における防災規則を遵守すること。

オ 床面のカーペットの敷きこみを行うこと。

カ 小間内（ストックヤードを除く）へ対面方式の出展者用展示ブース 22社設置すること。ただし、出展事業者が個別に希望するレンタル用品などの特別な器材が小間内に設置する必要がある場合は、それらを含めた小間内レイアウトとするこ

と。(※それらのレンタル費用については使用する各出展者が負担し、見積総額に含まない。)

- キ 対面方式の各出展者用の展示ブースは、それぞれの出展者が自社ブースへ容易に出入りできるレイアウトとすること。
- ク 出展者用展示ブースの展示台下には、荷物等を保管できるストックスペースを設けること。
- ケ 小間内は十分な照明器具の準備を行い、出展者ブースへは各商品へのスポットライトを設置すること。
- コ 出展商品（出展者）を見込んだ、共同で使用するストックヤードを組み入れ、調理場の確保及び冷凍冷蔵庫、作業台、シンク等の関連備品類の設置並びに保管スペースを確保すること。ただし、出展者独自の展示用に必要な備品類を除く。
- サ 共同商談用施設は設置しないこと。
- シ シ ブース内の来場者から見やすい位置に適度なサイズのモニター設備を設置し、公社が用意するPR動画を結合すると共に、発信できる仕組みを設けること。
- ス ブース内にパンフレットスタンドを設置し、来場者が来場者向け出展商品パンフレットを手に取りやすい仕組みを設けること。
- セ 小間内レイアウト図面及び高知県ブース内全体のイメージ図面を作成すること。
- ソ 新型コロナウイルス感染防止対策として、次の措置を講じること
 - ・ 来場者の導線を想定した上で、消毒用スプレー等の設置場所を複数箇所設置すること。
 - ・ 出展者が高頻度で接触する必要があるもの（ドアノブ、手すり等）の設置は、感染防止を前提にした造作が望ましい。
 - ・ 共用部分で不特定多数が接触する部分については、感染防止策を設定すること。
 - ・ QRコードによるパンフレット、商品規格書の取得や、非接触型の情報提供の仕組みを提案すること。
 - ・ 高知県ブースが取り組む感染症防止策について、来場者が分かりやすいようにブース内にて掲示すること。

④小間の各種工事

1 次側幹線工事、2 次側電気工事（照明器具、コンセントを含む。）の施工工事及び撤去（いずれの工事費用も見積総額に含むこと）。

⑤小間内の清掃

出展期間内（準備期間、終了時含む。）の小間内清掃及びゴミ（カン・ビン等不燃物含む）の処分を毎日行うこと。

⑥連絡調整

ア 出展期間中は、連絡調整のできる責任者を1名以上常駐すること。

イ 主催者や出展者等との連絡調整（主催者との連絡調整、出展者の提出書類の取りまとめ、主催者等への提出書類作成及び提出、書類配布等）を行うこと。但し、必要に応じて公社が直接行う場合がある。

⑦バイヤー向け出展商品パンフレット（1000部予定）の作成

⑧出展者が負担する光熱水費及びレンタル備品費の徴収及び主催者等への光熱費及びレンタル備品費の経費支払業務（電気代は出展者ごとの設置容量に応じ負担となります。）

⑨本業務の搬入搬出に係る必要な業務

⑩その他出展に係る必要な業務

5. 留意事項

- (1) 展示装飾・施工・各種工事・管理・運営・実演等については、各商談会それぞれ、説明会で配布する昨年度版の「出展マニュアル」(別添)を参考に作成してください。
- (2) 展示品の搬入・展示・撤去に対して事故防止に努め、会場は時間内の撤去・原状回復が必要です。
- (3) 会場の天井照明は予想より暗いことがありますので、十分な照明器具の準備を行ってください。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大等により、主催者側の意向で開催中止または出展内容変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。